

都道府県がん診療連携拠点病院連絡協議会 情報提供・相談支援部会設置要領

(設置)

第 1 条 都道府県がん診療連携拠点病院連絡協議会の下部組織として、情報提供・相談支援部会（以下、部会という）を設置する。部会は、がん患者や家族等に対する情報提供・相談支援の質向上、及び情報提供・相談支援体制の強化を目的とする。

(検討事項)

第 2 条 部会では、次の事項を実施する。

- (1) 都道府県、施設単位で行われている情報提供・相談支援の取組に関する現状把握と好事例・先駆的事例の共有
- (2) 情報提供・相談支援体制の強化を図る上で必要となる要件の整理と活動の推進
(全国、地域ブロック、都道府県、施設等各レベルで整備すべき体制の検討、活動を推進する上で必要となるシステムや資材等の整備)
- (3) 現場レベルでは解決困難な課題の整理、改善策の取りまとめ、提案

(組織)

第 3 条 部会は、部会長、および部会委員をもって組織する。

- 2 部会長は、国立研究開発法人国立がん研究センターがん対策研究所がん情報提供部長とする。
- 3 部会委員は、都道府県がん診療連携拠点病院連絡協議会参加施設の情報提供・相談支援部門の責任者、実務者、さらに都道府県がん診療連携拠点病院以外の施設に都道府県がん診療連携協議会情報提供・相談支援部会の責任者がいる場合にはその代表者とする。

(部会運営委員会)

第 4 条 部会長は、現場に資する部会の運営計画や取り組みを恒常的に検討する場として、部会に運営委員会を設け、運営委員を指名することができる。

- 2 部会運営委員会の委員は6名程度で構成する。部会運営委員長は、部会長が務める。副委員長は委員の中から選出する。
- 3 部会運営委員の任期は2年とし、再任を妨げないものとする。
- 4 部会運営委員長及び副委員長は、検討した結果を部会に報告し、了承を得る。

(ワーキンググループ)

第 5 条 部会長は、必要と認める特別な検討議題があるときには、部会にワーキンググループを設け、グループ委員を指名することができる。

- 2 ワーキンググループ長は、部会長または部会長が選任した委員が務める。
- 3 ワーキンググループ長は、検討した結果を部会に報告し、了承を得る。

(開催形式)

第 6 条 部会は、オンライン形式または現地開催のいずれかで行う。

2 部会運営委員会、ワーキンググループは、原則としてオンライン形式で開催する。現地開催が不可欠な場合は、その実施を妨げないものとする。

3 部会、及び部会運営委員会、ワーキンググループでは、必要に応じて有識者等に出席を求め、意見を聴取することができる。

(旅費および謝金)

第 7 条 部会出席にかかる委員の旅費は各委員の所属する機関の負担とする。

(事務局)

第 8 条 部会及び部会運営委員会、ワーキンググループの事務局は、国立研究開発法人国立がん研究センターがん対策研究所がん情報提供部とする。

(その他)

第 9 条 この要領に定めのない事項については、部会長が定める。

附則

- 1 本要領は、平成 24 年 11 月 27 日より施行する。
- 2 令和 6 年 10 月 1 日 第 4 条 (部会運営委員会)を追加、第 1 条および第 2 条を一部改正